

## 第2号様式（第2条関係）

### 令和3年度 社会福祉法人指導監査実施結果

社会福祉法人の一般指導監査については、国の社会福祉法人指導監査要綱の改正に伴い、平成29年度から特に大きな問題がみられない場合には、市の実施要綱に基づき3年に1回実施することとし、令和3年度は、43法人中16法人の監査を実施し、令和2年度不適切な会計処理等が発生した法人も引き続き特別監査の改善状況の確認を実施した。

#### 2 文書指摘数

一般監査等を実施した1法人に対し文書指摘を行い、文書指摘数は、法人の組織運営に関するものが1件であった。

#### 3 文書指摘内容（※ 詳細は別表のとおり）

指摘事項は、基本財産の処分が定款の規定に基づき、適正な手続きがされていなかったことであり、内容は、

- ・「基本財産を処分する場合、鹿屋市長の承認が必要であるが承認が得られていない。」及び「基本財産処分後、定款の変更がされていない。」であった。

#### ◎社会福祉法人指導監査の概況

区 分	対象数	実施数	文書指摘 法人数	文書指摘 延べ件数
社会福祉協議会	1	0	0	0
障がい者福祉施設	2	1	0	0
老人福祉施設	7	4	0	0
児童福祉施設	33	11	1	1
計	43	16	1	1

(別表)

## 文 書 指 摘 内 容

指摘事項	R3年度	R2年度	増減
<b>I 組織運営</b>		5	△5
<b>1 定款変更等の状況</b>		1	△1
(1) 定款の不備又は実態との乖離			
(2) 定款変更の申請又は届出の遅延			
(3) その他		1	△1
<b>2 役員構成、選任手続き等が不適切</b>			
(1) 役員（理事・監事）構成の状況			
ア 役員（理事・監事）の欠員補充の遅延			
イ 役員の構成が不適切			
ウ 役員の選任及び手続きが不適切			
エ 代表権を有する者の未登記			
オ 理事長の職務代理者が未指名			
カ 役員報酬等の不適切な支給			
キ その他			
(2) 評議員の構成等の状況			
ア 評議員の欠員補充の遅延			
イ 評議員の構成が不適切			
ウ 評議員の選任及び手続きが不適切			
エ 評議員報酬等の不適切な支給			
オ その他			
<b>3 理事会の状況</b>		3	△3
(1) 理事会の開催要件の不備			
(2) 理事会の開催が低調又は形骸化			
(3) 理事会の要議決事項に係る審議が未実施		2	△2
(4) 理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続			
(5) 理事会の議事録の記録及び保存が不適切		1	△1
(6) 日常簡易な業務の理事長専決事項の不備			
(7) その他			
<b>4 評議員会の状況</b>		1	△1
(1) 評議員会の未設置			
(2) 評議員会の開催要件の不備			
(3) 評議員会の開催が低調又は形骸化			
(4) 評議員会の要議決事項に係る審議が未実施		1	△1
(5) 評議員会で特定の評議員が欠席			
(6) 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切			
(7) その他			
<b>5 監事監査の状況</b>			
(1) 監事監査が形式的又は遅延			
(2) 監査報告書の作成及び保存が不適切			
(3) その他			
<b>II 事業</b>			
<b>1 社会福祉事業の実施状況</b>			
(1) 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致			
(2) 社会福祉事業が主たる地位を占めていない			
(3) 社会福祉事業収入の運用方法が不適切			
(4) その他			
<b>2 公益事業の実施状況</b>			
(1) 公益事業の内容が不適切			
(2) 公益事業に係る会計処理が不適切			
(3) その他			
<b>3 収益事業の実施状況</b>			
(1) 収益事業の内容が不適切			
(2) 収益事業に係る会計処理が不適切			
(3) その他			

文 書 指 摘 内 容

指摘事項	R3年度	R2年度	増減
Ⅲ 管理	1	6	△5
1 人事管理の状況			
(1) 施設長任免が不適切			
(2) その他			
2 資産管理の状況	1		1
(1) 基本財産等の管理が不十分	1		1
(2) 運用財産等の管理が不十分			
(3) 株式等による運用財産の管理運用が不適切			
(4) 借地等に係る利用権の未設定又は未登記			
(5) 資産総額等が未登記又は登記遅延			
(6) その他			
3 会計管理の状況		6	△6
(1) 経理規程の未整備又は実態との遊離			
(2) 会計責任者と出納職員未配置又は兼務			
(3) 経理事務処理が不十分		2	△2
(4) 資金計画、借入金の償還が不適切			
(5) 決算関係書類が不適切		1	△1
(6) 諸帳簿の整備が不十分		1	△1
(7) 寄附金の取扱いが不適切			
(8) 入所者預り金の取扱いが不適切			
(9) その他		2	△2
4 その他			
(1) 法人の業務、財務等の情報開示が不十分			
(2) 苦情解決の仕組が未整備又は不十分			
(3) 防災対策の取組が不十分			
(4) その他			
計	1	11	△10